



令和6年12月25日

富士見市長 星野光弘様

富士見市特別職報酬等審議会  
会長 大久保 勇次

特別職の期末手当の改定に関する意見について（回答）

令和6年12月25日付け富職第1191号にて依頼のありました標記の件について、次のとおり回答します。

### 回 答 書

令和6年12月25日付けで本審議会に依頼のありました特別職の期末手当の改定について、厳正、公平な立場に立って慎重に検討し審議を重ねた結果、次のとおりの措置が適当との結論を得ましたので回答します。

#### 1 審議における結論

議会の議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数（割合）の改定にあたっては、人事院勧告に基づき国家公務員の一般職の期末・勤勉手当の支給月数（割合）が年間0.1月分引き上げられる状況を勘案し、議会の議員については年4.25月に、市長、副市長及び教育長については年4.1月に、それぞれ令和7年4月1日から引き上げるものとする。

なお、今後の支給月数（割合）の改定については、人事院勧告及び市の財政状況等を踏まえ引き続き検討することとするが、議会の議員と市長、副市長及び教育長の支給月数に差が生じていることから、段階的に支給月数の差を解消していくことが課題であると考えます。